

南高等学校・附属中学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、南高等学校・附属中学校 学校運営協議会（以下「学校運営協議会」）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、学校運営への参画の促進や連携強化を進めることで、保護者・地域住民・学識経験者等と学校が一体となった学校運営の改善や、生徒の健全育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 学校運営協議会は、学校、PTA、地域の代表者及び学識経験者によって構成し、構成メンバーを学校運営協議会の委員と呼ぶ。

2 学校運営協議会に会長、副会長（2人）及び書記（1人）を置く。

3 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはでない。

4 副会長及び書記は、会長が指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。職務を行う順位は、あらかじめ会長が定める。

7 書記は、学校運営協議会の会議の記録を行い、会議録を調製する。

8 学校運営協議会に、必要に応じて部会を設けることができる。

9 部会の委員は、あらかじめ校長と協議の上、会長が定める。

(会議)

第4条 学校運営協議会は、校長と協議の上、会長が召集する。

2 会議は、必要に応じて年3回以上開催する。

3 会議の議事は、会長または会長が指名する者がつかさどる。

4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。

5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

6 会長は、必要があるときは、校長に報告又は説明を求めることができる。

7 校長は、会議に出席し、意見を述べることができるほか、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。

8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(評価及び広報)

第5条 学校運営協議会は、学校の運営状況等について評価を行うなど、十分な自己点検・評価に取り組むとともに、学校運営協議会の運営の状況や協議の内容等も含め、地域の住民や保護者に対して積極的に情報を提供するものとする。

(附則)

この会則は、平成24年7月1日から施行する。